

《現行の日本学術会議法を廃止し特殊法人として「日本学術会議」を新設する法案に 反対する早稲田大学教職員有志の声明》

本年3月7日、政府（石破内閣）は、現行の日本学術会議法を廃止し、特殊法人として新たな「日本学術会議」を設置することを内容とする法案を閣議決定しました。

現行の日本学術会議法は、1948年に、憲法23条の「学問の自由」等の条項を具体化するための法律として制定されました。そして同法は、前文で「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される」と宣言し、組織や会員選考に関する条項により日本学術会議の活動の独立性を保障しています。ところが、今回の法案は、このような前文や独立性に関する条項を削除することによって、現行法の歴史的な立脚点を否定するとともに、特殊法人に対する監督の規定を挿入することによって、日本学術会議を政府の監督下で統制できる組織にしようとしているのです。

2020年10月には学術会議会員候補者6名が政府（内閣総理大臣）によって任命拒否され、現在に至るまで違法状態が継続しています。今回の法案は、このような違法状態を放置するだけでなく、政府が会員任命に介入できる仕組みを導入しようとしているのです。政府は、会員の選考過程の透明化を法案提出の理由の1つとしていますが、現在に至るまで任命拒否の理由を説明していない政府には法案提出の資格があるとはいえません。

日本学術会議は、数ある良識的な日本の学術組織のひとつです。同会議には、早稲田大学からも多くの研究者が、会員・連携会員等として貢献をしています。今回の法案は、単に日本学術会議の問題にとどまらず、学問の自由な営み自体を脅かすものです。「学問の独立」すなわち「権力や時勢に左右されない、科学的な教育・研究」を行うことを教旨とする早稲田大学の関係者として、政府の姿勢は看過できません。

以上から、私たちは、法案の撤回を政府に求め、国会での廃案を求めます。

2025年5月7日

〈早稲田大学教職員（元教職員・非常勤講師を含む） 145 名〉

赤尾健一、大橋幸泰、中村隆之、酒井哲也、岡田正則、棚澤能生、増山 均、
若林幹夫、後藤雄介、小原隆治、石田智恵、岡山 茂、間藤茂子、雪嶋宏一、
浅倉むつ子、北山雅昭、小竹 聡、小宮千鶴子、広中由美子、御子柴善之、
三好裕子、橋本一径、齋藤純一、田村正勝、守中高明、松澤 徹、人見 剛、
井内美郎、大日方純夫、高橋晶子、愛敬浩二、石田 眞、浜 邦彦、米持賢治、
池上摩希子、草柳千早、吉田克己、丸本 隆、舘岡洋子、森由利亜、新美哲彦、
鶴見太郎、星井牧子、坂内博子、畑 恵子、澤口香織、田辺俊介、嶋崎尚子、
福本宏子、溝口彰子、加藤茂生、陣野英則、西脇雅彦、加藤麻樹、長谷部恭男、
貝澤 哉、樋口直人、浅川達人、笠原良太、岩佐圭子、岩本憲児、小出隆規、
岩崎秀雄、中島京子、江原勝行、綾部広則、曾布川拓也、中西 裕、中澤篤史、
井垣 昌、陳 天璽、細馬宏通、鈴木 香、菅野由弘、根ヶ山光一、菊地栄治、
大石雅彦、福島 勲、辻内琢也、遠藤美奈、四宮 啓、松島 毅、足立心一、
吉田 文、盛田隆二、上田太郎、長坂真澄、柴崎 暁、伊川健二、藤原雅子、
酒井宏明、石井昌幸、菅 香子、岡山具隆、工藤顕太、中島万紀子、余語琢磨、
井上 真、近藤孝弘、谷川章雄、石村康生、鳥羽耕史、浦田賢治、嘉指 学、
松本尚子、岡本 健、丸川誠司、樋口 満、堀内正規、春藤 優、村田晶子、
若林泰伸、内藤順子、藤巻和宏、田中史生、マニゴ ヴァンサン、中村采女、
棟居徳子、水林 彪、松永典子、森山至貴、膳場百合子、井上 史、古市将樹、
西山達也、彼末一之、鈴木規子、金澤 孝、瀬川至朗、土田和博、渡邊未帆、
川上郁雄、大原宣久、秋葉裕一、山城一真、橋本有生、下村周太郎、

ほか教職員 8 名

〈早稲田大学学生・院生・関係者 63 名〉

合計 208 名（2025 年 5 月 7 日現在）